

◎新潟県告示第497号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定より指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成25年4月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称を変更する指定試験機関
財団法人不動産適正取引推進機構
- 2 変更後の名称
一般財団法人不動産適正取引推進機構
- 3 変更する年月日
平成25年4月1日